

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成23年8月16日に閉館しましたファミリータウンミカの商品券(当組合発行)をお持ちの方は、払戻しますので期間内に申出をお願いします。

- **払い戻しを行う前払式支払手段発行者の商号**

協同組合西尾ショッピングセンター

- **払戻しの対象となる前払式支払手段の種類**

商品券(500円、1,000円、5,000円、10,000円)

- **払戻しの申出期間**

令和3年3月11日(木)～令和3年5月31日(月)

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

- **申出の方法**

申出期間中に商品券・振込先金融機関・氏名・住所・電話番号を記入の上、下記住所まで送付ください。

- **払戻しの方法**

申出期間終了後、指定された金融機関へ振り込みます。

- **商品券送付先・払戻しに関するお問い合わせ先**

〒445-0064

愛知県西尾市高畠町3丁目166番4

電話番号 0563-57-1441

(お問い合わせ時間AM10:00～PM5:00 土・日曜・祝日休み)

協同組合西尾ショッピングセンター